本庄市告示第２８４号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第１項の規定に基づき、本庄農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同条第４項において準用する同法第１２条第１項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨及び当該意見書の処理結果と併せて公告する。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第１２条第２項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和　８年　９月２８日

本庄市長　　吉　　田　　信　　解

１　本庄農業振興地域整備計画の変更及び変更理由書の縦覧期間

令和８年９月２８日（月）以降常時備え置く

２　本庄農業振興地域整備計画の変更及び変更理由書の縦覧場所

本庄市経済環境部農政課（本庄市役所４階）

３　意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

該当無し